

一般社団法人日本語学校ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本語学校ネットワークと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、我が国において日本語を外国語として学習する者（以下学習者という）の学習環境の整備を目的とする。これによりわが国が、学習者の留学先国として魅力ある国となることを目指し、ひいては日本語およびわが国の国際的地位向上に寄与する。この目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 当法人の社員及び賛助会員間の情報交換および勉強会等の実施
- (2) 学習者の代弁者として各界へ意見、提言の発信
- (3) 前各号の目的を達成するために行う事業の企画および実施または実施援助
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 文部科学大臣により日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関として認定を受けた留学のための課程を置く日本語教育機関、又は法務大臣により官報に告示された日本語教育機関であり、当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない

い。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 三年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(賛助会員)

第10条 当法人の目的に賛同し、当法人の活動に参加を希望する者は所定の手続きを経て、賛助会員となれる。

2 賛助会員については別に賛助会員規定を設ける。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事2名以上10名以内

(2) 監事1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年4月30日までとする。

(設立時の役員)

第27条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 朴時賛（新井時賛）

設立時理事 上田一彦

設立時理事 大日向和知夫

設立時理事 永井早希子

設立時理事 吉岡正毅

設立時代表理事 大日向和知夫

設立時監事 石原進

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 朴時賛（新井時賛）

住所 東京都荒川区西日暮里2丁目25番1-3802号

設立時社員 上田一彦

住所

設立時社員 大日向和知夫

住所

設立時社員 永井早希子

住所 [REDACTED]

設立時社員 吉岡正毅

住所 [REDACTED]

(法令の準拠)

第29条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上